

令和6年度バリアフリー観光モニターツアー実施委託業務 仕様書

第1 業務名

令和6年度バリアフリー観光モニターツアー実施委託業務

第2 目的

高知県では、誰もが楽しむことのできる高知県観光の実現を目指してバリアフリー観光の推進に取り組み、令和2年6月から高齢者や車いす利用者などが必要とする詳細な情報を入手できる「バリアフリー観光相談窓口」（以下「相談窓口」という。）を開設するとともに、県内観光関連施設のバリア情報・バリアフリー情報を国内外からの観光客にわかりやすく情報提供するウェブサイトを公開している。

本業務は、障害者及び高齢者等で構成される家族またはグループを対象とした2泊3日のモニターツアーを実施し、周遊コースの有効性や課題等をバリアフリー観光に関する知見を持つスタッフ（以下「専門スタッフ」という。）が検証することで、誰もが安心・安全に高知県観光を楽しむことのできるバリアフリー観光商品の造成につなげるとともに、本県のバリアフリー観光の一層の推進を図る。

第3 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

第4 業務内容

業務の目的に沿って、障害者及び歩行に不安のある高齢者等で構成される4名以上の家族またはグループを招聘し、バリアフリー観光のモニターツアーを企画、実施するとともに、専門スタッフがツアー内容の検証を実施すること。

(1) 実施時期

令和6年9月から令和7年1月までの間に2泊3日以上で1回以上実施すること。

(2) 内容

ア 障害者及び歩行に不安のある高齢者等で構成される4名以上の家族またはグループを招聘すること。

※事前にウェブサイト、SNS等のメディア掲載に関して了承を得ておくこと。

イ バリアフリー観光の専門スタッフが同行し、ツアー内容の検証を行うこと。

ウ モニター参加者の必要に応じて、トラベルヘルパーなどを活用することが望ましい。

エ 2025年度前期連続テレビ小説「あんぱん」の放送による県内の観光需要を見据えたうえで、2泊3日以上の変りフリー観光モニターツアーを企画すること。
(体験を含んだ内容とする。)

オ モニターツアーの企画内容は旅行会社等が本県ツアー商品の造成をする際に参考となるよう作成すること。

カ 実施前に、受入施設等と十分な調整を行い手配等を行うこと。

キ それぞれのモニターの意見(感想、施設等の良い点や改善点等)を聴取するアンケートを作成し回答をとりまとめること。

また、とりまとめた結果を受入施設等にフィードバックをすること。

ク モニターツアー実施後30日以内にツアーの様子を記録したレポートを作成し、自社のホームページ等に掲載すること。(高知県のバリアフリー観光の魅力が伝わる内容であること。)

ケ 専門スタッフがツアー内容を検証した報告書を作成すること。

(3) 実施体制

モニター、専門スタッフの他に、介助者、運営スタッフ、各観光地を案内できる人員、ホームページ掲載用の写真撮影をする人員などモニターツアー催行に必要な人員を確保すること。なお、ツアーにはバリアフリー観光相談窓口スタッフや高知県職員等が同行することがある。

(4) 報告・提出物

モニターツアー実施後に、以下の内容について高知県(以下「甲」という。)に報告すること。

ア ツアーの行程や受入施設との調整内容、参加者名簿等

イ モニターの回答したアンケート結果

ウ 実施したコースについて、甲の運営するバリアフリー観光に関するホームページに掲載するための「おすすめコース」の原稿

エ ツアーの様子を記録したモニターツアーレポート

オ 自社のホームページ等にモニターツアーレポートを掲載したことがわかる資料

カ 専門スタッフが効果検証した報告書

(5) その他

(1)～(4)について、受託者(以下「乙」という。)は甲と協議のうえ決定すること。

第5 成果物

本業務の成果物及び提出時期は以下のとおりとし、各1部紙媒体で提出すること。
なお、年度末に電子媒体（CD-R 又は DVD-R）に下記一式を格納し、提出すること。

番号	成果物	仕様書該当条項	提出時期
1	モニターツアーの実施概要がわかる資料（行程、受入施設との調整内容、参加者名簿等）	第4の1の（4）ア	ツアー終了後30日以内または委託期間終了日いずれかの早い日
2	モニターツアーのアンケート結果	第4の1の（4）イ	
3	モニターツアーのおすすめコース	第4の1の（4）ウ	
4	モニターツアーのレポート	第4の1の（4）エ	
5	自社のホームページ等にモニターツアーレポートを掲載したことがわかる資料	第4の1の（4）オ	
6	専門スタッフが効果検証した報告書	第4の1の（4）カ	

第6 その他

- （1）契約締結後10日以内に事業スケジュール及び連絡体制図を作成し、甲の確認を受けること。
- （2）本事業により知り得たバリア情報、バリアフリー情報を許可無く利用しないこと。
- （3）この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や本仕様書に記載のない事項については甲乙協議のうえ決定すること。
- （4）本業務で作成したものの著作権等の所有権は、すべて甲に帰属する。